

## 地方独立行政法人大月市立中央病院の年度評価実施要領（案）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、大月市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人大月市立中央病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人大月市立中央病院に対する評価の基本方針を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法などにより実施する。

## 第 1 評価方針

- 1 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- 2 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基盤になることに留意する。

## 第 2 評価方法

- 1 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- 2 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた項目のうち、次の項目（以下「大項目」という。）の中の各項目（以下「小項目」という。）について、その実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認する。
  - (1) 第 1 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (2) 第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達するためとるべき措置
  - (3) 第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (4) 第 4 その他業務運営に関する重要事項
- 3 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画及び年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

## 第 3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、まず法人において自己評価を行い、その後評価委員会の意見を踏まえ、小項目評価、大項目評価の手順で行う。

## 1 法人による自己評価

- (1) 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書

を作成する。

- 5 … 年度計画を大幅に上回って実施している
  - 4 … 年度計画を上回って実施している
  - 3 … 年度計画を順調に実施している
  - 2 … 年度計画を下回って実施している
  - 1 … 年度計画を大幅に下回って実施している
- (2) 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- (3) 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

## 2 評価委員会による 意見

- (1) 評価委員会は、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価及び意見を付す。
- (2) その他、必要に応じて、総合的な事項及び特記すべき点や遅れている点について意見を付す。

## 3 市長による 大項目評価

- (1) 市長は、法人の自己評価及び評価委員会の各小項目評価を踏まえ、達成状況並びに特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。
  - S … 特筆すべき進捗状況にある  
(概ね 4.5 以上 5.0 以下)
  - A … 計画を上回って進んでいる  
(概ね 3.5 以上 4.4 以下)
  - B … 計画どおり進んでいる  
(概ね 2.5 以上 3.4 以下)
  - C … やや遅れている  
(概ね 1.5 以上 2.4 以下)
  - D … 重大な改善事項がある  
(概ね 1.0 以上 1.4 以下)

各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価の評点の平均点（少数点以下第2位四捨五入）を参考とする。

## 第4 全体評価の具体的方法

- 1 市長は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- 2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組み（法人運

営における自主性・自律性の発揮及び財務内容の改善等)を積極的に評価することとする。

#### 第5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

##### 【6月末まで】

1. 法人において、業務実績報告書を作成し、市長に提出する。

##### 【7～9月】

2. 市長は、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査及び分析を行い、年度評価の作業を行う。
3. 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
4. 評価(案)について法人に意見申立て機会を付与する。
5. 市長は評価を決定した際には、法人に通知し、公表するとともに議会に報告する。

#### 第6 その他

- 1 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙(様式1)の通りとする。
- 2 本実施要領については、年度評価の実施結果などを踏まえ、定期的に見直し及び改善を図るものとする。